

平成24年度 医薬分業指導者協議会

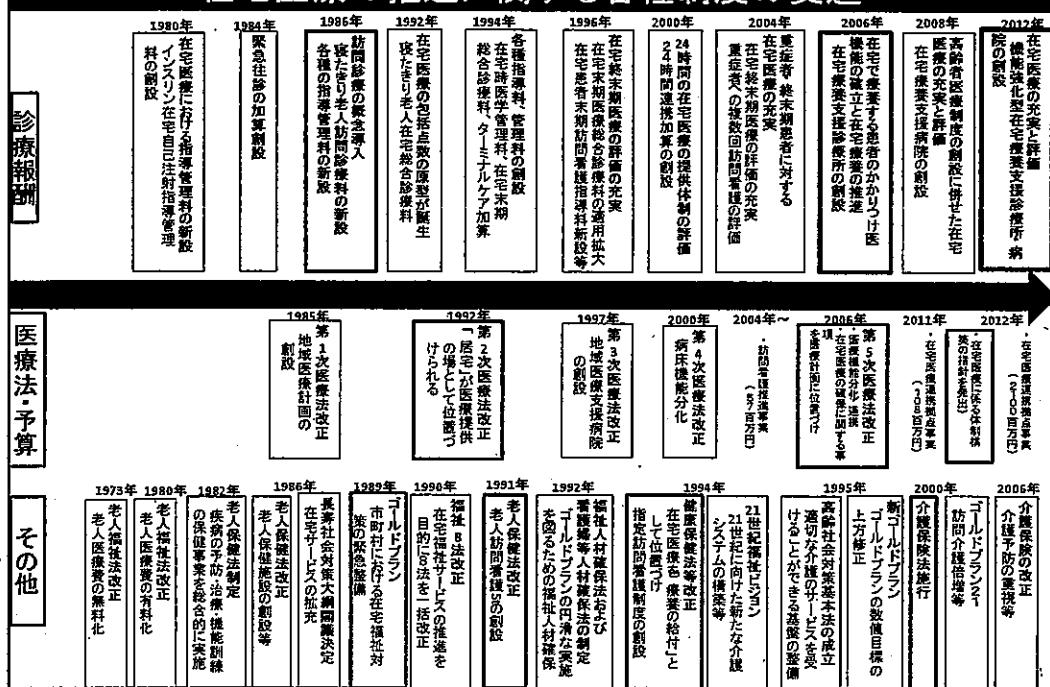
在宅医療推進の背景と施策について

厚生労働省医政局指導課

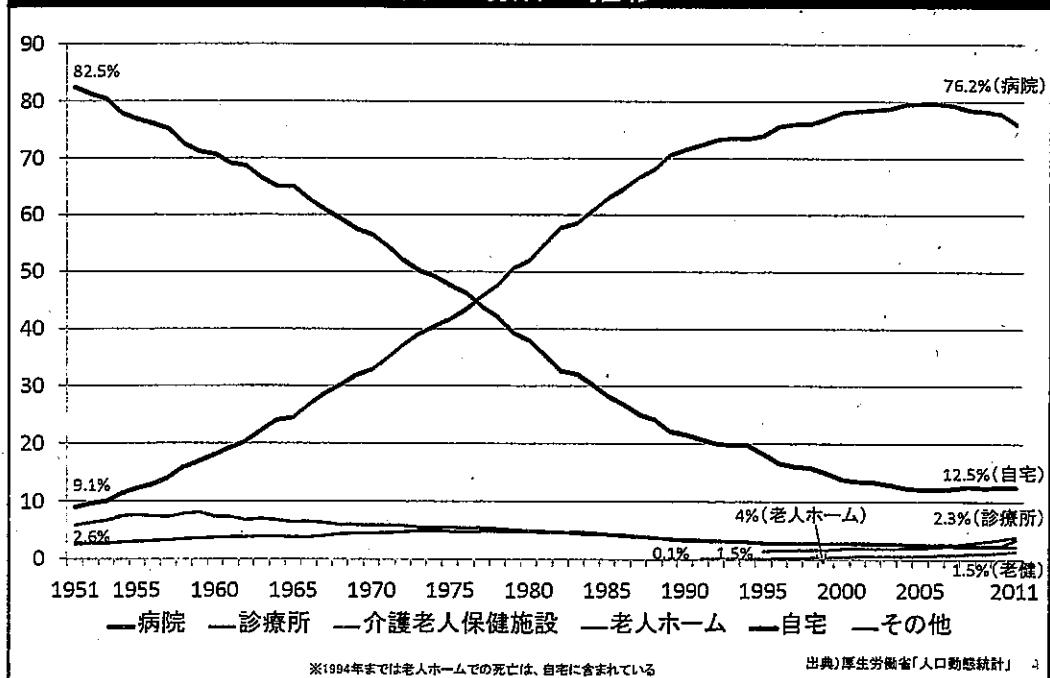
益山 光一

1. 背景

## 在宅医療の推進に関する各種制度の変遷

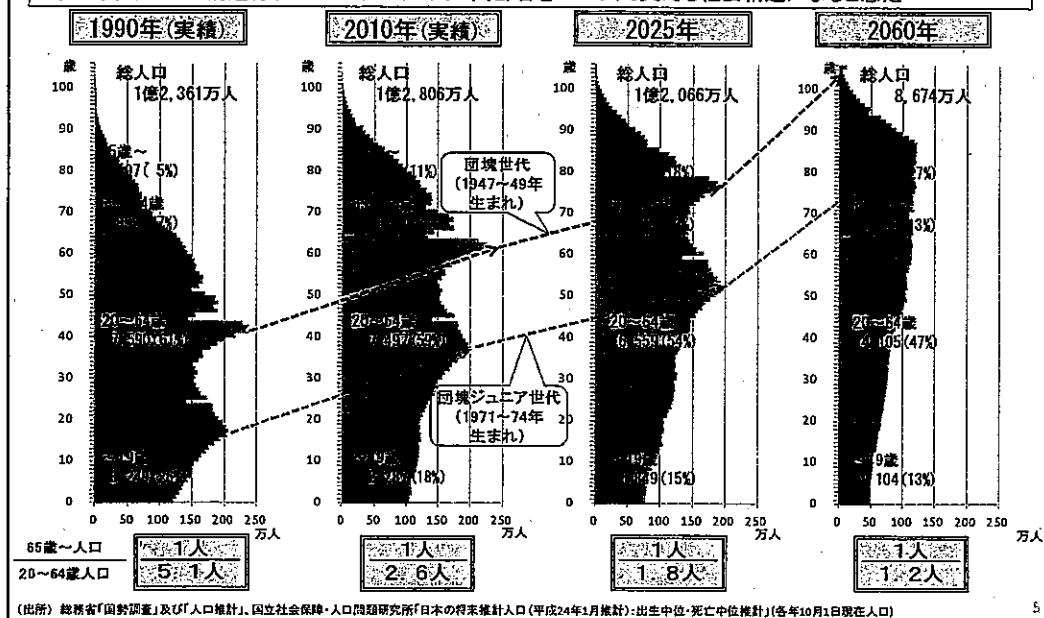


## 死亡場所の推移



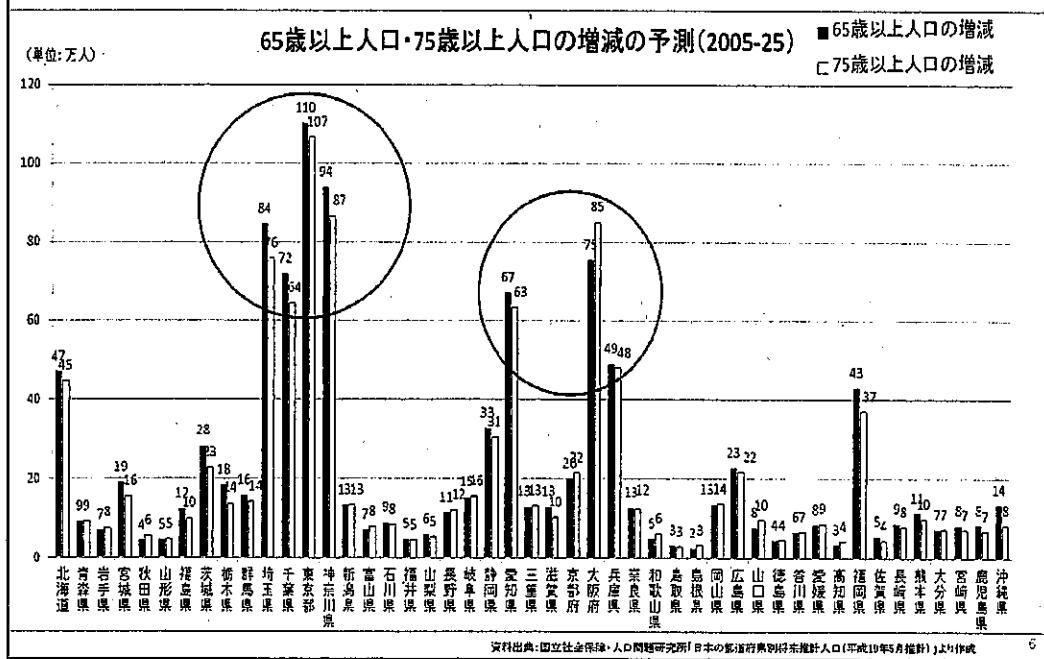
## 人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

○日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



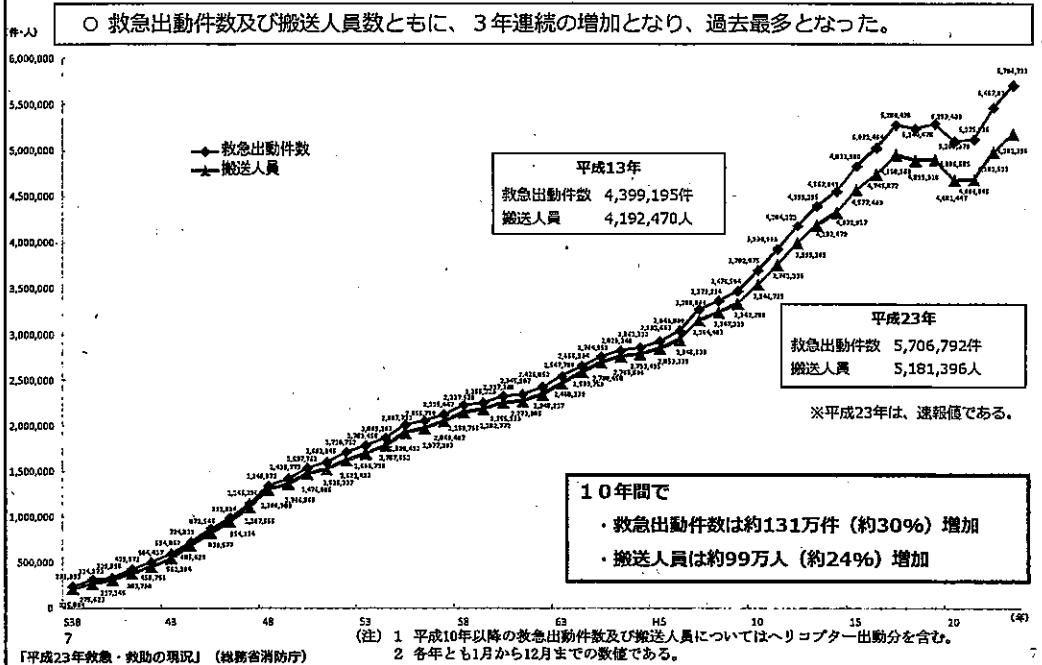
5

## 都道府県別65歳以上人口の推移予測

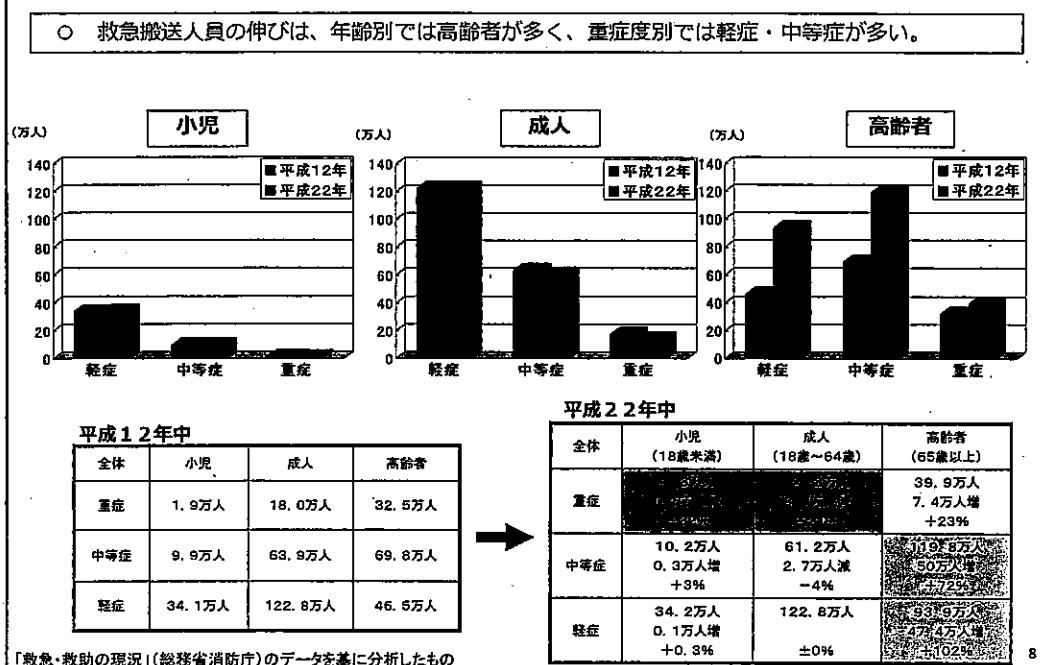


6

## 救急出動件数及び搬送人員の推移



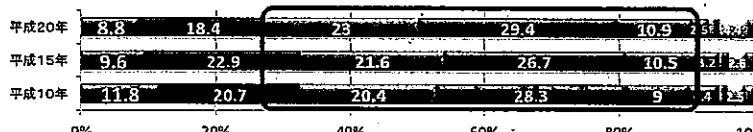
## 10年間の救急搬送人員の変化（年齢・重症度別）



## 在宅医療に関する国民のニーズ

- 自宅で療養して、必要になれば医療機関等を利用したいと回答した者の割合を合わせると、60%以上の国民が「自宅で療養したい」と回答した(上図)。
  - また要介護状態になっても、自宅や子供・親族の家の介護を希望する人が4割を超えた(下図)。
  - 住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるよう、また望む人は自宅での看取りも選択肢になるよう、在宅医療を推進していく必要がある。

## ■終末期の療養場所に関する希望



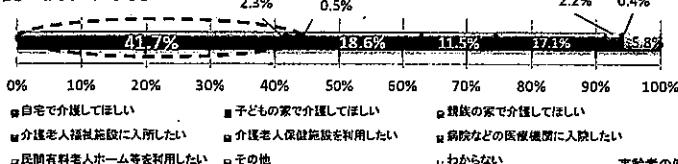
- なるべく今まで通った(または現在入院中の)医療機関に入院したい
- 自宅で療養して、必要になればそれまでの医療機関に入院したい
- 自宅で最後まで療養したい。
- 老人ホームに入所したい
- 分からぬ

- なるべく早く癌和ケア病棟に入院したい
- 自宅で療養して、必要になれば癌和ケア病棟に入院したい
- 専門的診療連携会議(がんセンターなど)で積極的に治療が受けたい
- その他
- 無回答

- 調査対象及び客体
  - ・全国の市区町村に居住する満20歳以上の男女から5,000人を権威化二段無作為抽出法により抽出
  - ・150国勢調査区の住民基本台帳から客体を無作為に抽出
- 調査の方法  
郵送法
- 回収数  
2,522人(回収率50.5%)

出典：終末期医療に関する調査（各年）

## ■療養に関する希望



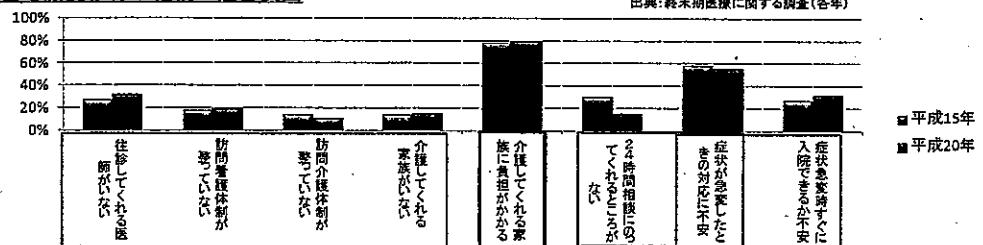
■自宅で介護してほ  
■介護老人福祉施設  
■民間有料老人ホ

未給者・既給者における健診実施率調査(平成12年度実績)

## 在宅医療推進にあたっての課題

- 在宅医療を必要とする者は2025年には29万人と推計され、約12万人増えることが見込まれる。
  - 急性期治療を終えた慢性期・回復期患者の受け皿として、終末期ケアも含む生活の質を重視した 医療としての在宅医療のニーズは高まっている。

## ■在宅療養移行や継続の阻害要因



## ■在宅医療推進にあたっての課題



## 社会保障・税一体改革大綱

- 社会保障・税一体改革大綱では、「病院・病床の機能分化・強化」や「一般病棟における長期入院の適正化」の推進が求められており、在宅医療や介護の受け皿が必要。  
さらに、大綱では、医療と介護の連携の強化等を進め、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。

(参考) : 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)

第3章 具体的改革内容

(1) 医療サービス提供体制の制度改革

- 急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組む。

<今後の見直しの方向>

i 病院・病床機能の分化・強化

- ・急性期病床の位置付けを明確化し、医療資源の集中控下による機能強化を図るなど、病院・病床の機能分化・強化を推進する。

・病診連携、医療・介護連携等により必要なサービスを確保しつつ、一般病棟における長期入院の適正化を推進する。

ii 在宅医療の推進

- ・在宅医療の拠点となる医療機関の趣旨及び役割を明確化するとともに、在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制等を医療計画に記載すべきことを明確化するなどにより、在宅医療を充実させる。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の維持を目指す地域包括ケアシステム(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援)の構築に取り組む。

iii 医療と介護の連携の強化

- ・在宅要介護者に対する医療サービスを確保する。

- ・他制度、多職種のチームケアを推進する。

- ・小規模多機能型サービスと訪問看護の複合型サービスを提供する。

- ・退院時・入院時の連携強化や地域における必要な医療サービスを提供する。

11

厚生労働省  
平成24年7月2日

## 社会保障・税一体改革で目指す将来像

～未来への投資(子ども・子育て支援)の強化と貧困・格差対策の強化～

### 社会保障改革が必要とされる背景

非正規雇用の増加など  
雇用基盤の変化

家族形態や地域の変化

人口の高齢化、  
現役世代の減少

高齢化に伴う社会保障  
費用の急速な増大

- ・高齢者への給付が相対的に手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない  
・貧困問題や格差拡大への対応などが不十分  
・社会保障費用の多くが赤字国債で賄われ、負担を将来世代へ先送り

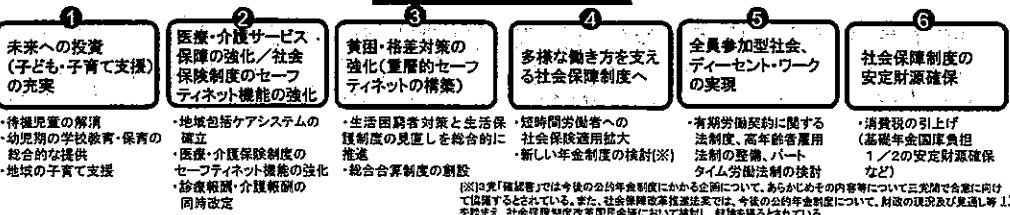
社会経済の変化に対応した  
社会保障の機能強化  
が求められる

→ 現役世代も含めた全ての人が、より受益を実感できる社会保障制度の再構築

### 改革のポイント

- ◆ 共助・連帯を基礎として国民一人一人の自立を支援
- ◆ 機能の充実と徹底した給付の重点化・効率化を、同時に実施
- ◆ 世代間だけでなく世代内の公平を重視
- ◆ 特に、①子ども・若者、②医療・介護サービス、③年金、④貧困・格差対策を優先的に改革
- ◆ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・子育て」の4分野に拡大<社会保障4経費>
- ◆ 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩
- ⇒ 消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ段階的に引き上げ
- ◆ 就労促進により社会保障制度を支える基盤を強化

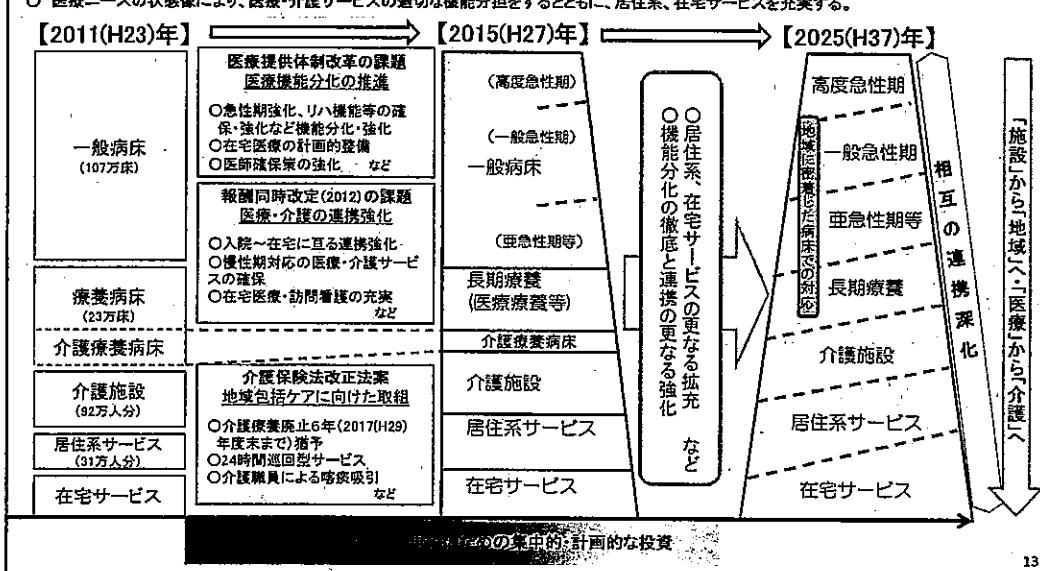
### 改革の方向性



(※)「先「確認書」では今後の公的年金制度にかかる企画について、あらかじめその内容等について三者間で合意に向けて協議するとしている。また、社会保障改革推進会議では、今後の公的年金制度について、財政の状況及び見通し等について検討するとしている。

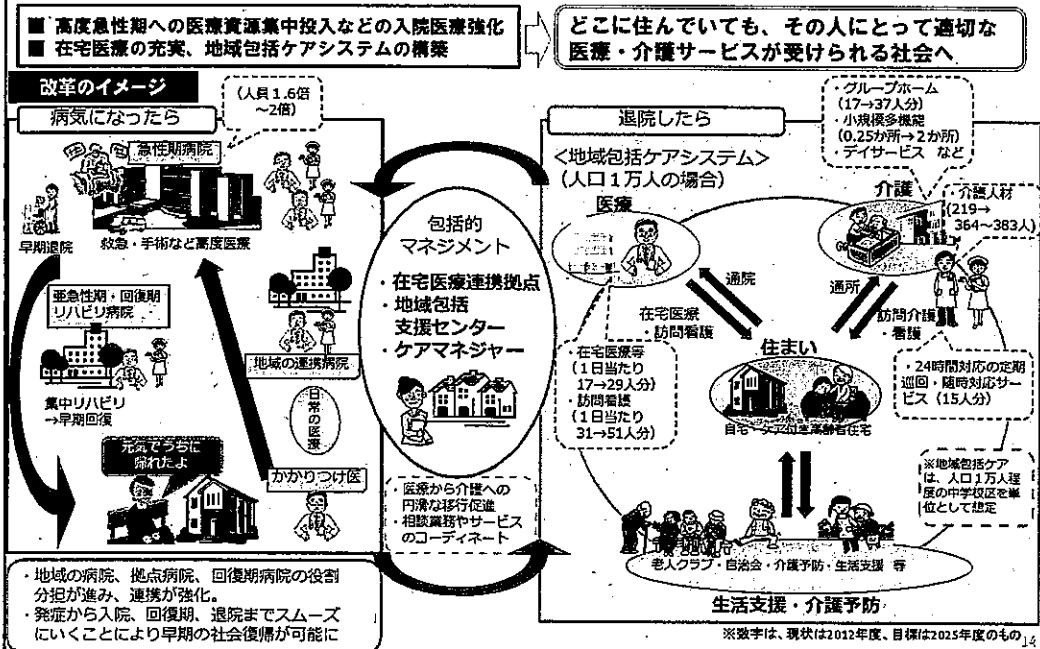
## 将来像に向けての医療・介護機能再編の方向性イメージ

- 病院・病床機能の役割分担を通じてより効果的・効率的な提供体制を構築するため、「高度急性期」、「一般急性期」、「亜急性期」など、ニーズに合わせた機能分化・集約化と連携強化を図る。併せて、地域の実情に応じて幅広い医療を担う機能も含めて、新たな体制を段階的に構築する。医療機能の分化・強化と効率化の推進によって、高齢化に伴い増大するニーズに対応しつつ、概ね現行の病床数レベルの下でより高機能の体制構築を目指す。
- 医療ニーズの状態像により、医療・介護サービスの適切な機能分担をするとともに、居住系、在宅サービスを充実する。

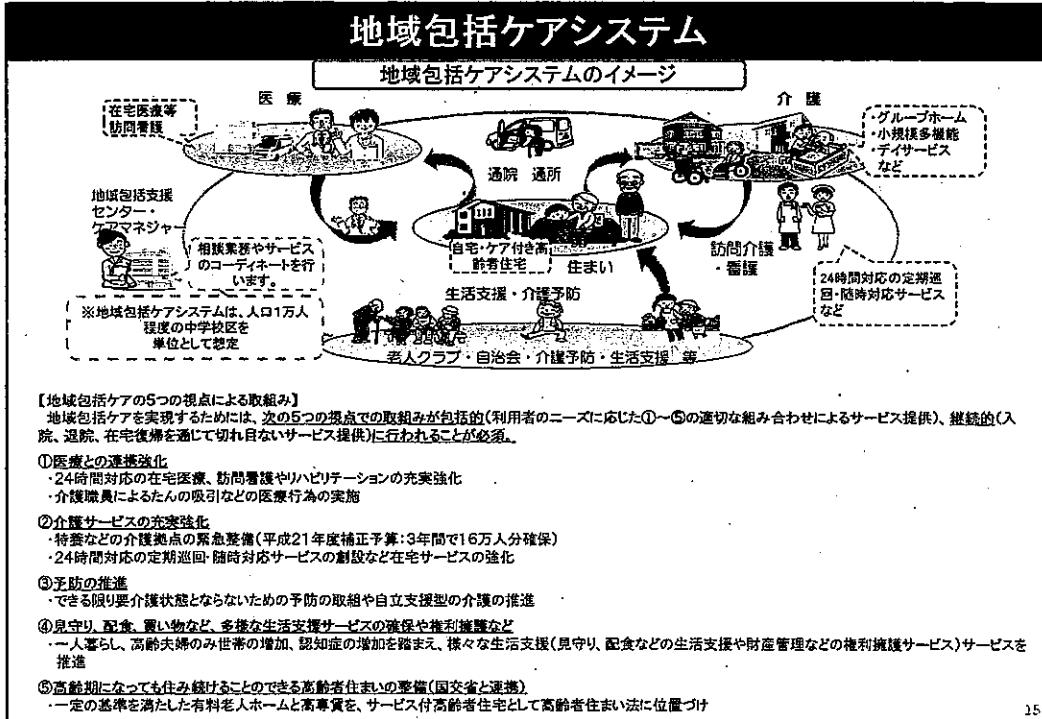


13

## 改革の方向性② 医療・介護サービス保障の強化



## 地域包括ケアシステム



15

数値で見た主なサービスの拡充

【子ども・子育て】		地域の子育て力の向上	
潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の削減		平成24(2012)年度	平成26(2014)年度末
○3歳未満児の保育利用率	60万人(27%) ⇒ 122万人(44%) (H23.4.1時点24%)	7,58万か所* (市町村単位分合む) ⇒ 10,000か所 +2014年度実績決定ベース	
○延長保育等	69万人	103万人	
○放課後児童クラブ	53万人*	129万人	
【医療・介護】		平成24(2012)年度	
【医療】	病床数、平均在院日数	109万床、19~20日程度	【高度急性期】 22万床 15~16日程度 【一般急性期】 46万床 9日程度 【亜急性期等】 35万床 60日程度
医師数	29万人	32~33万人	
看護職員数	145万	196~206万人	
在宅医療等(1日あたり)	17万人分	29万人分	
【介護】	利用者数	452万人	657万人(1.5倍) ・介護予防・重度化予防により全体として3%減 ・入院の減少(介護への移行):14万人増
在宅介護	320万人分	463万人分(1.4倍)	
うち小規模多機能	57万人分	40万人分(7.5倍)	
うち定期巡回・随時対応型サービス	-	15万人分(-)	
居住系サービス	33万人分	62万人分(1.9倍)	
特養	16万人分	24万人分(1.5倍)	
グループホーム	17万人分	37万人分(2.2倍)	
介護施設	98万人分	133万人分(1.4倍)	
特養	52万人分(うちユニット13万人(26%))	73万人分(1.4倍)(うちユニット51万人分(70%))	
老健(+介護療養)	47万人分(うちユニット2万人(4%))	60万人分(1.3倍)(うちユニット30万人分(50%))	
介護職員	149万人	237万人から249万人	
訪問看護(1日あたり)	31万人分	51万人分	

16

改革の方向性		社会保障の充実と重点化と効率化	
<b>■ 社会保障の機能強化を行うため、充実と併せて重点化や効率化も検討</b>			
<b>主な改革検討項目</b>		<b>2015年度の所要額(公費) 合計 ≈ 2.7兆円程度(～B3月程度～1.2兆円程度)</b>	
A	充実	～3.8兆円程度	B 重点化・効率化 ～1.2兆円程度
【子ども・子育て】			
○子ども・子育て支援の充実 ・B3月～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消)		0.7兆円程度	
【医療・介護】			
○医療・介護サービスの提供体制の効率化・基盤化と機能強化 ・郵便局構内に医療機関の体制創設を図りしと基盤整備のための一括的な法整備等～ ・病院・診療機関の分化・強化と連携・在宅医療の充実等(8,000億円程度) ・在宅介護の充実等(2,000億円程度) ・上記の重点化に伴うマッパー開発(2,500億円程度)		～1.4兆円程度	
○医療機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化・逆選択性対策 ■被用者保険料の適用拡大と国民の財政負担の緩和拡大 ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化 (は所得者保険料制度の拡充等(～2,200億円程度))		～1兆円程度	
b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮 ・保険料の更点化 ・1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,000億円程度) d その他(総合合算制度～0.4兆円程度)			
○被用者保険の重点化から高齢者負担の改善に必要な対策と方策を検討するとともに、まずは年間での負担上限等の導入を目指す ・高齢者保険制度改定(30)			
【年金】			
○新しい年金制度の創設※1 ○所得比削除年金(社会保険方式) ○量底保障年金(税財源) ○現行制度の改定		0.6兆円程度	
○量底保障機能の強化 ・低所得高齢者・障害者への福祉的給付(5,600億円程度) ・受給資格期間の引継(300億円程度)			
○道府県年金の父子家庭への拡大(100億円程度)			
●反時限労働者に対する厚生年金の適用拡大 ●低休期間中の保険料負担免除 ●被用者年金の一元化 ●第3号被保険者制度の見直し ●在職老齢年金の見直しの検討 (は公費への影響なし)			
(※1)衆院の「答辯書」では、今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改定については、あらかじめその内容等について三党協力会議に向けて協議するとされている。 17			

## 2. 施策について

在宅医療・介護あんしん2012 在ど

## 在宅医療・介護の推進について — 在宅医療・介護あんしん2012 —

施設中心の医療・介護から、可能な限り、住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。

- 我が国は国民皆保険のもと、女性の平均寿命86歳（世界1位）、男性80歳（同4位）を実現するなど、世界でも類を見ない高水準の医療・介護制度を確立。
- しかし、入院医療・施設介護が中心であり、平均入院期間はアメリカの5倍、ドイツの3倍。また自宅で死亡する人の割合は、1950年の80%から2010年には12%にまで低下。
- 国民の60%以上が自宅での療養を望んでいる。
- 死亡者数は、2040年にかけて今よりも約40万人増加。

- 国民の希望に応える療養の場および看取りの場の確保は、喫緊の問題。
- 「社会保障・税一体改革大綱」に沿って、病院・病床機能の分化・強化と連携、在宅医療の充実、重点化・効率化等を着実に実現していく必要があり、2025年のイメージを見据えつつ、るべき医療・介護の実現に向けた策が必要。

### ■24年度は「在宅医療・介護」の推進に向け施策を総動員【在宅医療・介護あんしん2012】

#### ○予算での対応

- ・日本再生重点化枠の活用等により、省横断的に在宅医療・介護を推進

#### ○制度的対応

- ・在宅医療に関する達成すべき目標や医療連携体制等を医療計画に盛り込むこととし、介護保険事業計画との連動の重要性等を記載した「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示（24年度中に各都道府県で策定作業→25年度から5年間の新計画）

- ・在宅医療の法的位置づけを含め、医療法改正について検討中

#### ○診療報酬・介護報酬

- ・24年度同時改定において、在宅医療・介護を重点的に評価

39

## 在宅医療連携拠点事業(平成24年度まで)

### 【背景】

- 国民の60%以上が自宅での療養を望んでいる。
- 特に都市部において急速な高齢化が進展しており、死亡者数は、2040年にかけて今よりも約40万人増加。

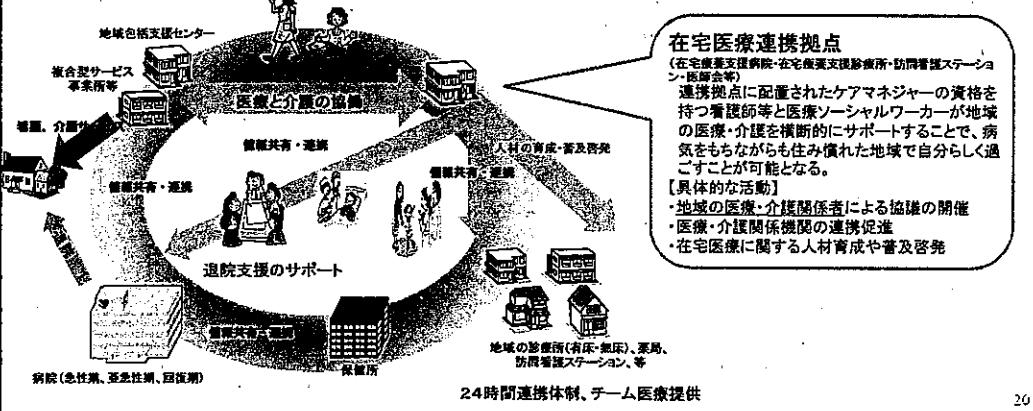
平成23年度 10カ所  
平成24年度 105カ所

### 【在宅医療・介護における課題】

- 在宅医療を推進するには、関係する機関が連携し、医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されることが重要。しかし、これまで、医療側から働きかけての連携の取り組みが十分に行われてきたとはいえない。

### 【事業の概要】

- 在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。



20

## 平成23年度在宅医療連携拠点事業総括の主な内容

- 平成23年度においては、在宅療養支援診療所、病院、訪問看護ステーション、自治体、医師会等が連携拠点となり、医療・介護連携を推進するための取り組みを実施。
- 各拠点さまざまな取り組みを行い、関係者間の顔の見える関係の構築、在宅医療・介護従事者等の多職種連携への理解の深まり等、一定の成果が見られた。
- また、関係者自らが地域の課題を抽出することにより、地域の実態に即した在宅医療の課題解決に向けた活動と普及が図れると考えられた。
- どの拠点も有意義な取り組みを行ったが、今後、在宅医療を地域全体に普及させていくためには、地域全体を見渡せ、中立的な立場で関係者間の調整を行うことができる市町村が中心となって、医師会等の関係団体と協力しながら、積極的に取り組む主体を支援し、医療・介護関係者の緊密な連携を図ることが適切と考えられた。
- 全国の拠点の活動を支援する、教育・研修機関、助言機能を有する機関を設けることが必要と考えられた。
- また、今後、在宅医療をさらに普及させるためには、在宅療養者の病態が急変した際の連携による対応体制を強化することや、がん患者への麻薬の供給を含めた24時間体制の薬剤供給体制の確保などを図る必要がある。
- その際、例えばNICU退院後的小児等、専門医療機関との連携等、市町村を中心とした広域な連携体制が必要な場合についても、今後検証の必要がある。
- 更に、災害時の在宅療養患者への対応体制についても、整備を進める必要がある。

国立長寿医療研究センター

21

## 「医療計画の見直しについて」

～「在宅医療の体制構築に係る指針」のポイント～

### ○在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

⇒ 医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が達成すべき目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促す。

### ○在宅医療に係る圏域の設定について

⇒ 在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

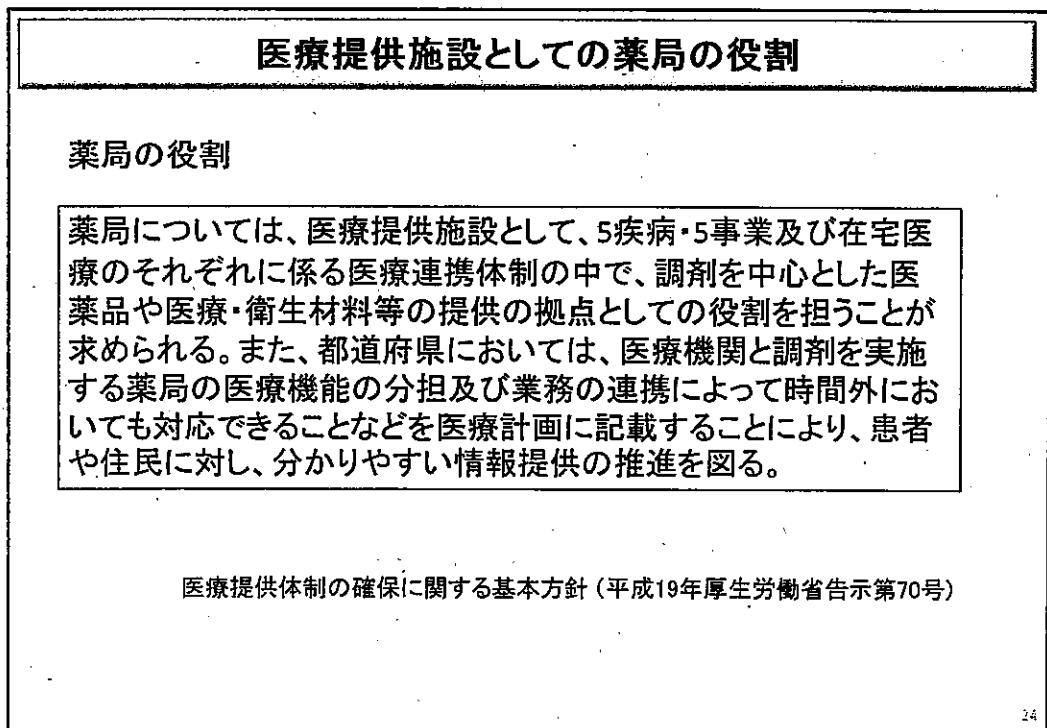
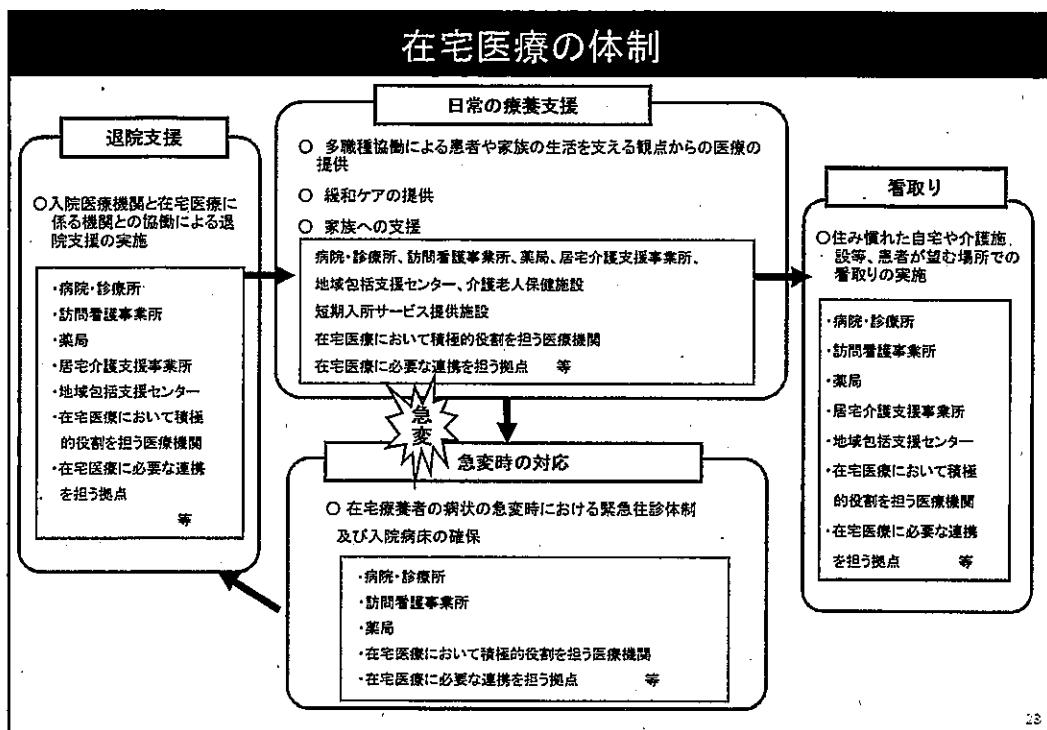
### ○疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

⇒ 疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実行性を高める必要があり、そのため、

- ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
- ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策・事業を策定すること
- ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策・事業の進捗状況等の評価を行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すこと
- ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること

といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示した。

22



## ■地域医療再生臨時特例交付金の拡充

24年度補正予算案 500億円

### ■事業の目的・概要

- 地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定期（平成22年度）以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うため、都道府県に設置された基金を拡充するもの。
- 対象地域 47都道府県全域
- 対象事業 平成25年度末までに事業を開始するもの
- 要求額 500億円

### ○ 具体的な事業例

- 災害時の医療の確保事業  
「南海トラフの巨大地震に関する津波高、被害想定」（24年8月29日内閣府）に対応するため必要となる医療機関の施設整備費の増（自家発電装置の上層階設置等）
- 医師確保事業  
医学部の地域枠定員の増員（H22：313人⇒H25：476人）に伴い必要となる修学資金の増
- 在宅医療推進事業  
25年度からの医療計画には、新たに「在宅医療について達成すべき目標、医療連携体制」等を明記すべきとされたことに対応するために必要となる事業費の増（研修費等）

など

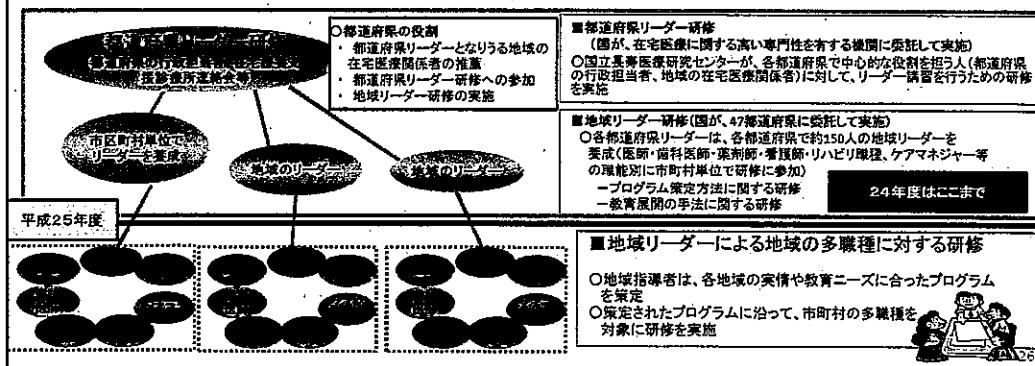
## ■在宅チーム医療を担う人材育成

■多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業（衛生関係指導者養成等委託費）  
25年度予算案 100百万円（109百万円）

### ■本事業の目的

- 在宅医療においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護士などの医療福祉従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築することが重要である
- 国が、都道府県リーダーに対して、在宅医療を担う多職種がチームとして協働するための講習を行う（都道府県リーダー研修）
- 都道府県リーダーが、地域リーダーに対して、各地域の実情やニーズにあった研修プログラムの策定を念頭に置いていた講習を行う（地域リーダー研修）
- 地域リーダーは、各地域の実情や教育ニーズに合ったプログラムを策定し、それに沿って各市区町村で地域の多職種への研修を行う。これらを通して、患者が何処にいても医療と介護が連携したサポートを受けることができる体制構築を目指す

※WHO（世界保健機関）は、「多職種協働のためには、多職種の研修が重要である」と推奨している。（2002年）



## ■ 小児等在宅医療連携拠点事業・薬物療法提供体制強化事業

(25年度予算案 2.1億円)

### 背景・課題

- 新生児集中治療管理室(NICU)に入院する小児等を受け入れる在宅医療・福祉連携体制の整備が求められている。
- 在宅において、抗がん剤、使用方法の難しい医薬品等が急速に普及している。

### 事業概要

- 小児等について、福祉と連携した在宅医療提供体制の構築について、都道府県が中心となって、医療・福祉関係機関の円滑な連携の調整を図るとともに、医療面から家族の個別の相談に対応する。
- 都道府県が中心となって、薬剤師が、他職種と連携しながら、地域における適切な薬物療法を推進する。

- 総合周産期母子医療センターが受け入れができなかった主なNICUに長期に入院する人工呼吸器患者の6割に在宅医療連携がある  
理由は[NICU]満床

年	NICU 満床	NICU 空床	在宅 医療連 携引受 理者数	在宅 医療連 携率
平成22年	64/67	40/67	22/67	32.8%
平成23年	55.5%	54.5%	32.0%	59.2%

年	NICU 満床	NICU 空床	在宅 医療連 携引受 理者数	在宅 医療連 携率
平成22年	50/54	5/54	32.5%	91.7%
平成23年	52.0%	9.3%	31.5%	53.3%

→受け入れかできなかつたこととセクター別に対する効果

(平成21年度厚生労働省医政局指導調査)

- 在宅で使用される抗がん剤、無菌製剤等、使用方法の難しい医薬品、医療機器等が在宅医療で急速に普及
- 適切な服薬に関して、薬剤師と医師、訪問看護師、介護福祉士など他職種との連携が不十分
- 抗がん剤等の在庫融通など、24時間の薬剤供給体制が構築されていない

### 小児等の在宅医療提供体制を強化(1.7億円)

- 総合周産期母子医療センターやNICUを有する病院から在宅に移行する小児を支えるための在宅医療・福祉の連携体制の構築のためのモデルを構築する。
- 小児等については、医療必要度が高い患者(人工呼吸器装着患者等)が想定されるため、NICUを有する病院等、専門医療機関を含めた広域な連携を調整する仕組みを検証。
- 小児患者を持つ家庭に対する医療面からの個別相談・支援の取組みについても検証。

【実施主体:都道府県(再委託可)】

### 薬物療法提供体制強化(0.4億円)

- 薬剤師が医師、看護師のみならず介護関係者と連携し、効率的な薬物療法提供体制を構築。
- 看護師、介護福祉士等に対する抗がん剤・麻薬の安全使用研修の実施や薬局間の連携による24時間の薬剤供給体制の構築。

【実施主体:都道府県(再委託可)】

27

## ■ 薬物療法提供体制強化事業

40,000千円( 0千円)

### 事業概要

- 抗がん剤など使い方が難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導などについて、誰もが安心して在宅で受けられるよう、薬の専門家である薬剤師がチーム医療の一員として、訪問や相談、情報提供をスムーズに行うための体制を整備しつつ、薬に関する正しい理解を促進・普及し適正使用を図るなど、地域での適切な薬物療法を推進する。
- 具体的には、実施主体である都道府県が中心となって地域の実情に応じて選択できるような形で複数メニューを国が提供し、モデル的な事業実施を通じて、地域住民に対する適切な薬物療法の推進・普及を図る。【委託先:都道府県(再委託可)】

### 具体的な課題

### 「薬物療法提供体制強化事業」のメニュー

- ・在宅における医薬品の飲み残し
- ・患者の服薬状況等にきめ細かく対応できていない
- ・衛生材料、介護機器等の提供に関し、地域に密着した薬局の活用が進んでいない

そこで

### ○ 関係機関が一体となった効率的な薬物療法の提供

- 一薬物療法に関する医療機関間の事前取決めに基づく薬剤師による投与量調整等を実施するための体制整備
- 一薬剤師が訪問看護師や介護福祉士に同行し薬物療法に関する必要な情報を提供
- 一相談窓口としての薬局機能を活用した医療機器、衛生材料、介護機器等に関する情報提供

### ○ 抗がん剤等在宅提供支援

- 一看護師、介護福祉士等に対する抗がん剤・麻薬の安全使用研修、地域内の薬局間の抗がん剤、麻薬等の在庫融通、退院時の服薬指導に関する医療機関と薬局との連携

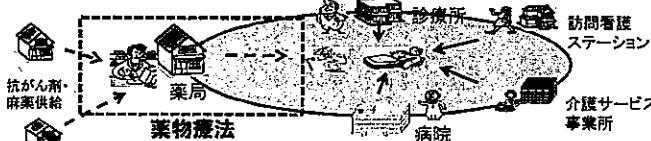
### ○ 地域に応じた在宅薬局体制確保

- 一在宅医療対応可能な薬剤師による夜間休日の新規制、薬局間の連携・協力による在宅医療の提供

### ○ 医薬品の適正使用の推進

- 一医薬品の正しい理解の促進・普及、お薬手帳活用等による医薬品適正使用推進

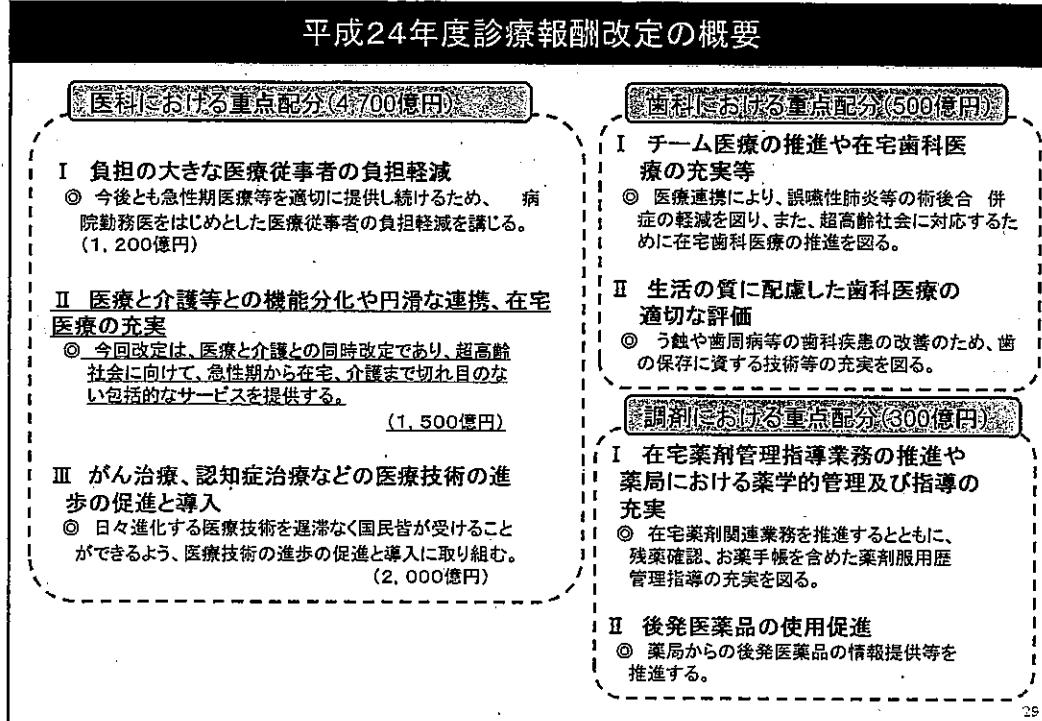
経費の性質:委託費  
委託先:都道府県(再委託可)  
箇所数:8箇所  
便 途:現金、旅費、消耗品費、印刷費木費等



「在宅医療連携拠点事業」

28

## 平成24年度診療報酬改定の概要



29

## 在宅医療の充実①

### 在宅医療を担う医療機関の機能強化

➤ 24時間の対応、緊急時の対応を充実させる観点から、複数の医師が在籍し、緊急往診と看取りの実績を有する医療機関について、評価の引き上げを行う。

#### [施設基準]

- ① 常勤医師3名以上
- ② 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
- ③ 過去1年間の看取り実績2件以上

※また、複数の医療機関が連携して、上記の基準を満たすことも可能とする。その場合の要件は、

- ④ 患者からの緊急時の連絡先の一元化
- ⑤ 月1回以上の定期的なカンファレンスの実施
- ⑥ 連携する医療機関数は10未満
- ⑦ 病院が連携する場合は200床未満に限る

※さらに、病床を有する場合は高い評価を行う。

30

## 在宅薬剤管理指導業務の一層の推進

### 在宅業務に対する新規評価

在宅業務を推進するため、過去の実績も考慮した施設基準を満たす薬局が、在宅患者向けに調剤した場合の加算を新設する。

(新) 在宅患者調剤加算 15点(処方せん受付1回につき)

### 小規模薬局間の連携による在宅業務の評価

かかりつけ薬局が対応できない場合に、あらかじめ連携しているサポート薬局が臨時に在宅訪問対応できるよう、制度を見直す。※

※ 現行では、薬局単独で実施した場合のみ算定可能。改定後は、サポート薬局が実施した場合であっても算定可能。

### 無菌調剤に係る薬局の負担軽減

無菌調剤に関する施設基準を合理的に見直す。※

※ 小スペースでも実施可能となるよう、専用の部屋(5平方メートル以上)の施設要件を削除。

### 在宅訪問可能な距離の目安を設定

患家までの距離が遠い場合は緊急時に患者の不利益も予想されることから、16kmを超える場合には、原則、算定不可とする。

## 在宅医療・介護推進プロジェクトチーム設置要綱

### 1. 趣旨

多くの国民が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでいる。また、超高齢社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受入れにも限界が生じることが予測される。こうした中、在宅医療・介護を推進することにより、療養のあり方についての国民の希望に応えつつ、地域において慢性期・回復期の患者や要介護高齢者の療養の場を確保することが期待されている。このため、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)においても、今後の社会保障改革の方向として、在宅医療及び地域包括ケアの充実を図ることとされている。

厚生労働省としても、本年を「在宅医療・介護あんしん2012」と位置付け、診療報酬改定・介護報酬改定で重点的に評価を行ったほか、今年度予算で様々な関連施策を進めるとともに、医療計画にも在宅医療に係る医療連携体制を盛り込むこととした。

今後、在宅医療・介護の推進に向け施策を総動員し、できる限り効果を上げるためにには、これまで以上に厚生労働省の関係部局が連携し、目指すべき方向を確認しつつ施策を推進することが必要であることから、関係部局から構成されるプロジェクトチームを設置する。

### 2. 構成

(1) 本プロジェクトチームは、別紙のメンバーを構成員とする。

(2) 本プロジェクトチームの庶務は、老健局振興課の協力を得て、医政局指導課において行う。

### 3. 議事

議事は原則非公開とする。

### 4. 検討事項

2025年に向けた在宅医療・介護の具体的施策と工程表

## 関係ガイドラインについて

在宅医療連携拠点事業を実施する際には、関係ガイドラインを活用のこと。

例)

- 医療システムの安全管理に関するガイドライン 第4.1版 平成22年 厚生労働省  
URL: <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/s0202-4.html>

(参考)・「医療システムの安全管理に関するガイドライン 第4.1版」に関するQ&A

URL: <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/s0201-3.html>

・医療情報システムを安全に管理するために 平成21年3月 厚生労働省

URL: <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/s0301-6.html>

・「保健医療情報分野の標準規格(厚生労働省標準規格)について」の一部改正  
について 平成24年3月23日厚生労働省政策統括官(社会保障担当)通知

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン  
平成16年12月24日 厚生労働省

URL: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/dl/h1227-6a.pdf>

33

## 在宅医療関係施策資料について

### ■在宅医療の推進について(厚生労働省HP)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryou/zaitaku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/zaitaku/index.html)

### ■在宅医療・介護あんしん2012(厚生労働省HP)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryou/zaitaku/dl/anshin2012.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/zaitaku/dl/anshin2012.pdf)

### ■多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国立長寿医療研究センターHP)

<http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/pdf/jinzaikusei-1-1.pdf>

- 都道府県リーダー研修(10月13日、14日開催)資料

[http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaikusei/leader01\\_doc.html](http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaikusei/leader01_doc.html)

### ■在宅医療連携拠点事業(厚生労働省HP)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryou/zaitaku/dl/h24\\_0711\\_02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/zaitaku/dl/h24_0711_02.pdf)

34

